

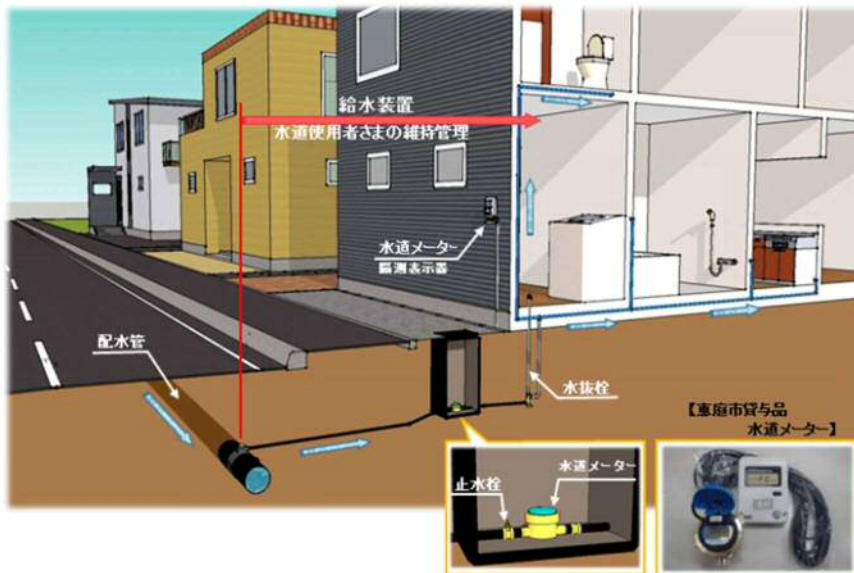
## 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う指定手数料の改正について

## 1. 概要

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図り、所要の措置を講ずるため、平成30年12月に水道法の一部が改正されました。

指定給水装置工事事業者の事業に関して、現行制度は、新規の指定のみで、名称や所在地等の変更、事業の廃止、休止などの届出がない場合、事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどの課題があることから、指定給水装置工事事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されました。

給水装置の概要



## ●指定給水装置工事事業者とは

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる認められる者の指定を水道事業者より受けた者（水道法 第16条2項）

## 2. 更新制導入に伴う手数料について

### (1) 更新手数料の考え方

手数料を徴収する場合の考え方については、水道事業者が特定の者のために行う事務に対する対価として、受付、書類審査などに要する人件費、印刷製本費、消耗品費、通信費などを算出し、徴収することとなります。

労務費は、国土交通省が公表している平成31年度の設計業務委託技術者単価を使用し、作業内容ごとに費用を算定しています。

#### 手数料算出根拠

作業内容	新規申請時		更新時	
	作業時間	費用	作業時間	費用
有効期限通知	0分	0円	10分	667円
受付・手数料徴収	25分	1,667円	25分	1,667円
技術指導等	15分	1,000円	10分	667円
事業者証交付・名簿作成等	110分	7,333円	100分	6,666円
労務費 計	150分	10,000円	145分	9,667円
諸雑費		156円		358円
合計		10,156円		10,025円
		↓		↓
手数料		10,000円		10,000円

### (2) 他市の状況

更新制の導入について道内他市での取扱いについて聞き取りした結果、恵庭市以外の34市の内、更新手数料を徴収している、または徴収する予定がある市が28市、徴収の予定がない市が6市となりました。

#### 道内他市の状況 令和元年9月

手数料(円)	指定時	更新時	備考
0	5	6	
5,000	1	3	
8,000	1	8	
10,000	24	16	
10,500	1	0	
20,000	1	1	
30,000	1	0	
計	34	34	

### (3) 恵庭市水道事業給水条例 改正

#### 【現行】

第32条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

- (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき1万円
- (2) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事検査をするとき 別表第2に定める額

#### 【改正案】

##### 第32条 略

- (1) 略
- (2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき1万円
- (3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事検査をするとき 別表第2に定める額

### 3. 更新時期の設定

恵庭市では、136者の給水装置工事事業者を指定しています。初回の指定の更新手続きについては、令和元年9月30日から5年を経過する日までに行い、時期が集中しないよう平準化を図ります。

恵庭市における更新時期		令和元年10月25日現在	
	指定を受けた日	初回更新までの有効期限	指定店数
①	1998年4月1日 (平成10年) ~ 1999年3月31日 (平成11年)	2020年9月29日 (令和2年)	21
②	1999年4月1日 (平成11年) ~ 2003年3月31日 (平成15年)	2021年9月29日 (令和3年)	16
③	2003年4月1日 (平成15年) ~ 2007年3月31日 (平成18年)	2022年9月29日 (令和4年)	25
④	2007年4月1日 (平成18年) ~ 2013年3月31日 (平成25年)	2023年9月29日 (令和5年)	38
⑤	2013年4月1日 (平成25年) ~ 2019年9月30日 (令和元年)	2024年9月29日 (令和6年)	36
	合 計		136

### 4 今後のスケジュール（予定）

- ① 令和元年11月（今回） 恵庭市経営審議会 諮問
- ② 令和元年12月中旬 答申
- ③ 令和2年2月下旬 第1回定例会にて「条例改正」の議案提出  
\*改正条例は令和2年4月1日から適用